

限りある”みんなの血液“大切に

輸血の適正使用については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）」に基づき推進されてきました。近年、少子高齢化により献血可能人口は減少の一途をたどる一方、患者は増大する傾向にあります。将来的には、輸血する血液が足りなくなる可能性があります。さらに適正使用を推進する必要があります。

輸血は、「血液製剤の使用指針」（厚生労働省医薬食品局長通知）を参考に実施していただくことが望まれます。

埼玉県合同輸血療法委員会は、埼玉県における適正かつ安全な輸血療法の向上を目指して運営されています。

輸血用血液は善意の献血で支えられています。

標語は平成 27 年度、適正輸血推進のためのキャッチフレーズ・標語コンテスト最優秀作品です。